

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
平成25年度長期借入金に関する申請の概要

**1 郵便貯金勘定における長期借入金**

借入を必要とする理由	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下、機構)による預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため	
借入の額	<b>2,000億円</b> (参考)昨年度:2,400億円 (機構による預金者に対する平成25年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。	
借入先	株式会社ゆうちょ銀行	
借入金の利率	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件	
借入金の償還方法及び期限	償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還(分割償還可)
	償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可)
利息の支払方法及び期限	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件	
	支払方法	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い
	支払期限	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

**【参考】 機構による預金者に対する貸付け(概要)**

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。以下「機構法」という。)第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	定額郵便貯金(民営化前に契約されたもの)の預金者
貸付限度額	元利合計額の90%以内で、1人300万円まで
貸付期間	2年(1回に限り貸付けの更新が可能)
貸付利率	担保とする貯金の利率+0.25%

## 2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

借入を必要とする理由	機構による契約者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため	
借入の額	<b>15,000億円</b> （参考）昨年度：18,000億円 （機構による契約者に対する平成25年度新規貸付けの見込額の合計と同額） ※契約者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。	
借入先	株式会社かんぽ生命保険	
借入金の利率	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
借入金の償還方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
	償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還（分割償還可）
	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 （1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額）
利息の支払方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
	支払期限	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い
	支払方法	借入金の償還の際 （償還期限を更新する場合には、当該更新の際）

### 【参考】 機構による契約者に対する貸付け（概要）

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	簡易生命保険（民営化前に契約されたもの）のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者
貸付限度額	被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内
貸付期間	1年（貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額）
貸付利率	機構の定める利率

**(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構**  
**平成25年度長期借入金償還計画に関する申請の概要**

**1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画**

**(1) 預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画**

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成25年度借入見込額) ※ 預金者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。		2,500億円
	うち平成25年度借入見込額		2,000億円
借入先	株式会社ゆうちょ銀行		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可)	
	償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可)	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>2,100億円</u>		

**(2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画**

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成25年度借入見込額)		21,540億円
	うち平成25年度借入見込額		0億円
借入先	株式会社ゆうちょ銀行		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	半年賦元利均等償還	
	償還期限	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>4,230億円</u>		

## 2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

### (1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成25年度借入見込額) ※ 契約者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。		25,000億円
	うち平成25年度借入見込額		15,000億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可)	
	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>16,000億円</u>		

### (2) 地方公共団体、公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成25年度借入見込額)		110,877億円
	うち平成25年度借入見込額		0億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還
		財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元金均等償還
	償還期限	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間
		財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	個々の公庫公団等に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間
当該事業年度の 償還見込み額	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金		<u>15,786億円</u>
	財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金		<u>51億円</u>

# 平成23年度総務省所管法人の業務の実績に関する評価の結果等に対する 政策評価・独立行政法人評価委員会の主な意見

- ・ 毎事業年度、政策評価・独立行政法人評価委員会から、各府省独立行政法人評価委員会に対して年度評価に関する意見が提出される。【独立行政法人通則法第32条】
- ・ 本年度においては、各府省所管法人共通の指摘事項に加え、郵貯・簡保機構の平成23年度評価及び第1期中期目標期間の評価についても指摘があった。（平成25年1月22日公表）

## 【各府省所管法人共通の指摘事項】

### 1 内部統制の充実・強化

- ・ 内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。
- ・ 監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告等を受け、積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めている府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

### 2 保有資産の見直し

- ・ 法人の保有資産については、会計検査院から利用実態等について指摘を受けるなど、保有の必要性等が疑われる事例が見られるため、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

### 3 評価指標の妥当性

- ・ 平成23年度の評価結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない等により、適切な評価となっていない例がみられた。
- ・ 今後の評価に当たっては、年度計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

# 平成23年度総務省所管法人の業務の実績に関する評価の結果等に対する 政策評価・独立行政法人評価委員会の主な意見

## 【郵便貯金簡易生命保険管理機構についての指摘事項】

### 1 平成23年度評価について

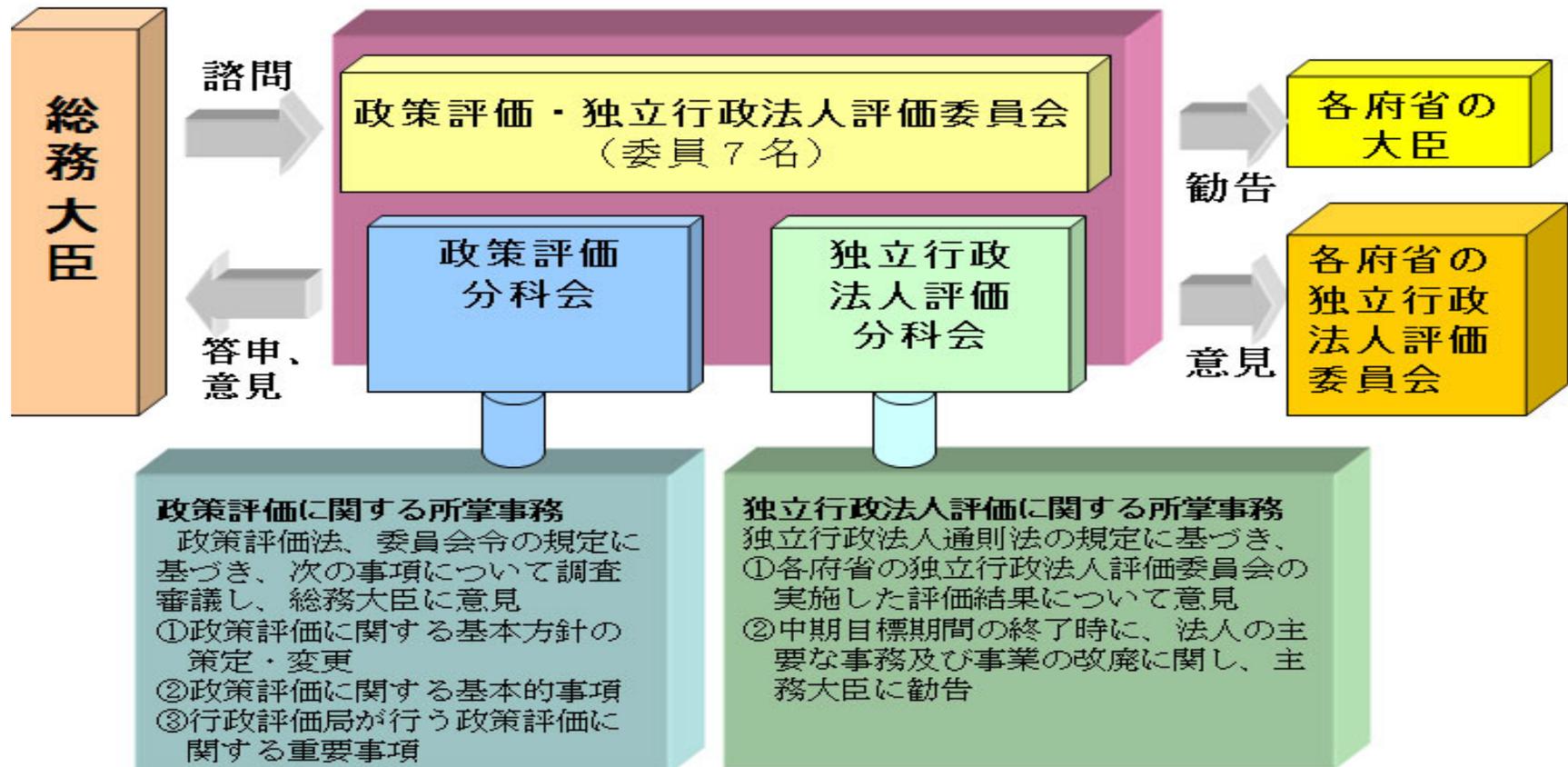
- ・郵便貯金管理業務において、平成23年度に発生した重大な2案件に関し、評価結果においては、新たに追加された再発防止策についての記載はあるものの、これまでの再発防止策が機能しなかった理由及びそれに対する再発防止策の改善点までは言及されておらず本法人の有する業務委託者としての管理監督責任に対する評価が明確となっていない。
- ・今後の評価において、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任について厳格に評価を行うべきである。

### 2 第1期中期目標期間の評価について

- ・勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

# (参考) 独立行政法人の評価制度の概要

- 各府省の評価委員会が実施した法人の業務実績評価の結果について、政策評価・独立行政法人評価委員会が政府全体における評価の厳格性・信頼性等を確保するため、2次評価を実施。
- 毎事業年度、政策評価・独立行政法人評価委員会から、各府省独立行政法人評価委員会に対して年度評価に関する意見が提出される。【独立行政法人通則法第32条】



## (独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会 今後の開催スケジュール(案)

3月	4月	5月	6月	7月	8月
<p><b>第23回 評価委員会分科会(文書審議)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度長期借入・償還計画案の承認等</li> </ul>	<p>法人において評価書等の作成</p>		<p><b>第24回 評価委員会分科会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度業務実績評価に係る分担等の決定</li> <li>機構から平成24年度業務実績等の報告</li> </ul>	<p><b>第25回 評価委員会分科会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度財務諸表に関する意見聴取</li> <li>平成24年度業績実績評価の評価結果の決定</li> </ul>	<p>評価結果を政策評価・独立行政法人評価委員会に通知</p> <p>平成24年度業績実績評価の評価結果の報告</p> <p>総務省独立行政法人評価委員会(親会)</p>

項目別評価に係る作業実施